令和８年（フ）第４２１４号
大阪府茨木市学園町３番１―806号、事業所所在地大阪府茨木市駅前２丁目１―24長沢ビル１Ｆ
債務者　にゅーさらりいまんこと　中上　文子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３６号
大阪市此花区酉島４丁目１番１―811号
債務者　岡野　良寛
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５９号
大阪府守口市金田町２丁目２番７―307号
債務者　吉野　　亘
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２９４号
大阪市城東区今福南４丁目２番14―405号
債務者　平田都三子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３００号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ37―308号
債務者　野元　輝枝
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２９号
大阪府豊中市曽根東町５丁目10番５号　102号
債務者　林　　直人
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４００号
大阪府四條畷市中野新町19番１―104号
債務者　池田　綾佳
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６５号
大阪府高槻市緑町17番14号　マンション緑町307号
債務者　岡本　もあ（旧名啓嗣）
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４１号
長崎県佐世保市桜木町695番地１　４番館303、前住所長崎県佐世保市小島町445番地30
債務者　緒方　義孝
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市早苗町766番地２　アンソレイエ206
債務者　今永みどり（旧姓　平野）
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２８号
岩手県遠野市東舘町６番９号
債務者　立花　浩美
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第８４８号
宮城県岩沼市桜２丁目５番17―223号、従前の住所宮城県岩沼市二木２丁目６番20号
債務者　梶川　　修
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８９３号
仙台市青葉区千代田町４番33号　ホワイトハイツ神明202
債務者　酒井　信幸
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８９８号
仙台市太白区郡山字北目宅地44番地の20　スガワラハイツ５―202
債務者　楠見　友菜
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２３号
宮城県東松島市大曲字堺堀174番地14　ハピネス亀川田102
債務者　高橋　忠秋
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市松崎地生29番地５　サンヒルズ地生101号、従前の住所宮城県気仙沼市南郷28番地４　コーポ大川３号
債務者　山田　　真
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１２３号
秋田市土崎港中央一丁目７番33号
債務者　小野　千里
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部